

山口市中心市街地 省CO2設備導入補助金

中心市街地エリアの店舗等の経営基盤強化や新規出店を支援するとともに、エネルギー起源のCO2の排出削減を推進するために、省エネ設備の導入に係る経費の一部を補助します

補助対象者

- (1) 補助対象区域内の店舗又は事務所で事業活動を行う者
※1ただし、新たに開業する店舗(※2)については、中心商店街区域および中心商店街隣接区域内のものに限る。
※2「新たに開業する店舗」とは、令和7年7月1日以降に営業を開始する店舗をいう。
※3補助対象区域は、下記のQRコードから詳細をご確認ください。
- (2) (1)の事業活動の対象となる物件の所有者
- (3) 補助対象区域内の商店街組織

申請期間

令和7年7月1日(火)～令和8年1月30日(金)

※申請の前に事前協議(事前届出書の提出)が必要ですので、申請期日にはご注意ください

対象事業

- ・ 高効率空調機器
- ・ 高効率照明機器
- ・ 高機能換気設備
- ・ 高効率給湯機器

対象経費

省エネ設備等の購入並びに購入設備の運搬、調整、据付け等に要する経費(撤去費用は含みません)

補助率

補助対象経費(税抜き)の3分の2

補助上限額

対象設備ごとに300万円

補助金の詳細はこちら



利用者の声(インタビュー)



申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL

083-902-3386

※お問合せは平日(月～金曜日(祝日、年末年始除く))の
9:00～17:00にお願いします

FAX: 083-902-3327

Mail: info@machi-yamaguchi.com

〒753-0086 山口市中市町1番10号(山口商工会議所ビル4階)

(株)街づくり山口

補助要件

- (1)～(3)のいずれかに該当し、(4)～(8)の要件をすべて満たす事業者
 - (1) 補助対象区域内の店舗又は事務所で事業活動を行う者
 - ※1新たに開業する店舗(※2)については、中心商店街区域および中心商店街隣接区域内のものに限る。
 - ※2「新たに開業する店舗」とは、令和7年7月1日以降に営業を開始する店舗をいう。
 - (2) (1)の事業活動の対象となる物件の所有者
 - (3) 補助対象区域内の商店街組織
 - (4) 中小企業者で山口市商店街連合会に加盟する商店街組織に加入した者。ただし、物件が所在する区域に商店街組織が存在しない場合は山口商工会議所の会員になった者
 - (5) 市税の滞納がないこと
 - (6) 山口市から指名停止措置を受けていないこと
 - (7) 暴力団等反社会的勢力でないこと
 - (8) 補助対象経費について、山口市及び国、県等から補助金の交付を受けていないこと

対象経費

- (1)～(4)のいずれかの設備の導入に係る経費で、本補助金の交付決定を受けた日から着手して、令和8年2月13日(金)までに事業を実施したもの。
 - (1) 高効率空調機器
 - (2) 高機能換気設備
 - (3) 高効率照明機器
 - (4) 高効率給湯機器

提出資料

事前協議

- (1) 山口市中心市街地省CO2設備導入補助金事前届出書(様式1)
- (2) 補助金試算表
- (3) 省エネ性能を示す申告書
- (4) CO2排出削減量算定シート
- (5) 導入予定設備の内容のわかるもの(図面等)
- (6) カタログ等根拠資料
- (7) 見積書(2者以上)

補助金交付申請

- (1) 山口市中心市街地省CO2設備導入補助金交付申請書(様式2)
- (2) 補助金算定表
- (3) 見積書の写し
- (4) 設置前の写真
- (5) 定款及び登記事項証明書(個人事業者の場合は、開業届出書の写し及び住民票)
- (6) 市税の滞納のないことの証明書
- (7) その他必要と認める書類

提出先

〒753-0086 山口市中市町1番10号 山口商工会議所ビル4階
(栴街づくり山口 宛 (直接持参されるか、郵送してください。))

事前相談・確認等をご希望の場合は、予めお電話等でご連絡いただくようお願いいたします

申請の流れ



<詳細については、「補助金交付要綱」をご覧ください。>